

監査結果の公表(その3)

平成30年度定期監査(その3)を実施した結果の概要を次のとおり公表します。

茂原市監査委員 元吉 敬宇
茂原市監査委員 金坂 道人

◆監査の対象

教育委員会、本納支所

◆監査の期間

平成30年12月6日から平成31年2月8日まで

◆監査の場所

茂原市役所、東郷小学校・鶴枝小学校・本納小学校・東中学校・南中学校・本納中学校・中の島幼稚園

◆監査の方法

各所管の財務に関する事務事業が効果的、経済的に執行されているか、住民福祉の増進に努め最少の経費で最大の効果を挙げ、組織及び運営の合理化に努めているかに主眼を置き、提出された資料・関

係諸帳簿を調査するとともに説明を聴取することにより実施した。

また、前回の定期監査時の指摘事項が改善されているかについて確認した。

◆監査の結果

計画された事務事業は順調に進行しており、関係諸帳簿もおおむね適切に処理されていると認められた。

◆意見

事務事業の執行状況に関する意見は次のとおりであるので、検討のうえ一層適切に事務事業が執行されるよう要望する。

【教育総務課】

・幼稚園及び学校施設については、安全安心な教育環境の確保のため更なる安全点検を行うとともに、現場の意見を踏まえ、緊急性を要する修繕等は速やかに実施し環境の充実に努められたい。

・学校再編に向けては、地域や保護者の意見・考え方を十分考慮するとともに、子どもたちにとって最適な教

育環境とは何かを考え、学校再編の推進に努められたい。

【学校教育課】

・幼児教育無償化については、子供たちの教育の機会を保障し、子育て世帯の負担軽減を図ることによる少子化対策として、本年(平成31年)10月から0～2歳までの住民税非課税世帯及び3～5歳までの原則全世帯を対象として導入されることから、その対応について遺漏の無いよう万全を期されたい。

・児童・生徒の問題行動・いじめ及び不登校については、年々増加傾向にあることから、「茂原市いじめ対策マニュアル」「学校いじめ防止基本方針」等に基づき、未然防止、早期発見、早期対応に努めるとともに、虐待の発見から支援についても関係機関(児童相談所・警察等)と連携を図ることにより、児童・生徒が安心して過ごせる学校づくりに取り組まれない。また、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会

の確保等に関する法律(教育機会確保法)」に基づき、「登校」という結果のみを求めのではなく、不登校児童・生徒が学校以外で個々の状況に応じた学習活動が行えるような取組みについて検討されたい。

・自転車の損害賠償保険の加入については、自転車側が加害者となった高額損害賠償事故が増加し社会問題化しており、また、自転車損害賠償保険の加入について条例化している自治体もあることから、事故を起こした場合の高額損害賠償責任に備えるために自転車の損害賠償保険加入促進に努められたい。

・生涯学習については、いつでも、どこでも、だれでも学べる場を提供するとともに、多様化する市民ニーズに対応できるよう効果的な学習支援の拡充に取り組まれない。

【生涯学習課】

・生涯学習については、茂原市生涯学習推進計画の基本理念である「楽しく学び、いきいきとふれあう、活力

あふれる市民生活の創造」に基づき、市民一人ひとりが生涯を通じて学べる更なる環境づくりに努められたい。

・青少年指導センターについては、パトロール、街頭啓発、「くす」の発行に加え、若年層が用いるSNS、ツイッター等の様々な角度から犯罪の防止に努めているが、各小中学校を通じて児童生徒へ相談窓口の周知を図るなど、青少年が素直に相談しやすい相談体制に努め、引き続き関係団体と連携を図り、青少年の健全育成に努められたい。

【美術館・郷土資料館】

・公共施設の内、小・中学校及び本庁舎所蔵の美術品等の調査が終了したことに伴い、この貴重な市民の財産である美術品等の保存・活用等に取り組まれない。また、その他の公共施設にある美術品等についても調査・活用等に取り組まれたい。

お問い合わせは、

監査委員事務局(9階)

☎1560、FAX1607へ。